平成２３年（フ）第２３０号
千葉県船橋市芝山２丁目５番２棟304号
破産者　清水　　保
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４１号
千葉市若葉区千城台北４丁目２番15号
破産者　和田　康子
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８３２号
千葉県市原市五井中央東２丁目17番地２イーストコート１号館402号室
破産者　塚越麻梨子
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２３号
東京都昭島市緑町１丁目３番11号
破産者　エール電子株式会社
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０６号
福井県越前市元町１番27号
破産者　株式会社シューズセンターささき
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
福井市みのり１丁目14番９号
破産者　クロバ眼鏡株式会社
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２２号
愛知県春日井市下屋敷町字知光院26番地の６
破産者　目見田地質有限会社
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９９５号
大阪市中央区徳井町１丁目２番９―101号
破産者　株式会社花菖蒲
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１０１号
千葉市若葉区殿台町474番地１
破産者　株式会社ホッドマンアールブイ
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４９８号
大阪府東大阪市中小阪１丁目23番18号
破産者　有限会社大原電気
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８９号
大阪市都島区大東町１丁目10番２号
破産者　株式会社ペブル
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９号
香川県観音寺市観音寺町甲4056番地
破産者　有限会社カトイワ食品
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３５６号
熊本市荒尾１丁目８番31号
破産者　合同会社ゴルフ市場
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３４６号
北海道旭川市工業団地三条一丁目２番21号
破産者　三栄ハウス株式会社
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４３号
北海道旭川市永山六条十二丁目６番８号
破産者　有限会社ヤマカツ山岸商店
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３５号
群馬県高崎市中里町66番地１
破産者　株式会社ジェイワークス
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２１号
埼玉県熊谷市三ケ尻4240番地
破産者　株式会社ダイワフーズ
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６９４号
東京都八王子市石川町2099番地の13
破産者　有限会社神榮建創
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６９５号
東京都八王子市犬目町472番地10
破産者　澤田　正尾
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木663番地
破産者　有限会社コウヤマ
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木663番地
破産者　神山　忠士
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５２０号
横浜市中区長者町５丁目56番地
破産者　有限会社東和商事
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５２２号
横浜市中区長者町５丁目56番地
破産者　有限会社ケイ・イー・エフ
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部